（参考資料）

公園の変更手続

（5・4・10号 桃ヶ池公園）

公告及び原案の縦覧

縦覧期間

令和７年７月30日(水)

～

令和７年８月13日(水)

都市計画の原案の作成

公述申出書の提出期限

令和７年８月13日(水)

公　聴　会

公聴会

令和７年８月25日(月)

都市計画の案の作成

公告及び案の縦覧

意見書の提出

知事との協議

大阪市都市計画審議会

告　示

■公園

　公園とは、自然的環境の中で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地であり、現在731か所・799.95haを都市計画決定している。なお、都市公園としては、993か所・約889.1haで１人あたり3.18㎡となっている。